

第32軍司令部壕展示施設基本計画策定に係る支援業務委託 企画提案仕様書

1 業務名称 第32軍司令部壕展示施設基本計画策定に係る支援業務委託

2 委託期間 契約締結日から令和8年3月 31 日まで

3 委託料上限額 16,500,000 円以内(消費税及び地方消費税(10%)を含む)とする。

※ただし、この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

4 業務の目的

第32軍司令部壕は、戦争の残酷さを知るとともに、平和の大切さを学ぶ平和教育の場としても貴重な戦争遺跡である。戦後 80 年が経ち、戦争体験者の証言を直接聞くことが難しくなることから、物言わぬ語り部である戦争遺跡の活用が求められている。

沖縄県は、沖縄の歴史と風土の中で培われてきた平和を希求する「沖縄のこころ」を広く国内外へ発信し、アジア・太平洋地域における平和発信拠点の形成及び、沖縄戦の実相と教訓の次世代への継承を進めるため、令和7年3月に策定した第32軍司令部壕保存・公開基本計画に基づき、第32軍司令部壕展示施設基本計画(以下「基本計画」という。)を策定することとしている。

本業務委託は、県が策定作業を行う基本計画に関して、その内容検討のための情報収集・整理、検討委員会の運営、関係機関への意見照会等の各種支援を行うことを目的とする。

5 委託業務の内容

(1)基本計画の内容検討のための情報収集・整理等

ア 類似の展示施設整備、展示内容等に関する資料等の収集・整理

イ 収集・整理した情報を活用した、基本計画内容(別添骨子(案)を参照)、展示施設整備、展示内容等に関する基礎資料の作成

ウ 施設平面図、配置計画、ゾーニング、動線、整備イメージ等の作成

(2)検討委員会等の運営

基本計画を策定するにあたり、沖縄県では次のとおり検討委員会を設置することとする。

【沖縄県で設置する検討委員会の内容】

- ・有識者 10 名程度で構成(県外委員1名、県内委員9名を想定)。
- ・「検討委員会」を6回実施予定。

※上記内容は、今後の調整状況により変更の可能性あり

会議の円滑かつ効果的な運営により委員間の議論を活性化させ、基本計画の策定にあたり的確な助言を得るために、受託業者は以下の事項を行う。

ア 委員や県担当者との調整(会議日時、会議の進め方等)

イ 会議資料の作成、印刷

ウ 会場確保、準備、受付等会議の運営

※那覇市内の会議室を想定

エ 会議の議事録、議事概要作成

オ 委員への謝金・旅費の支払い

※構成員の謝金は県規程(9,300 円/日/人)による

カ その他、会議の運営にあたり沖縄県が指示する事項

※会議は原則として対面方式とするが、状況に応じてリモート方式も想定すること

(3) 基本計画策定に関する各種支援

沖縄県の指示を受けて基本計画策定の支援業務を実施する

ア 基本計画策定過程における内容の事実関係の確認、誤字の修正等

イ 基本計画策定過程における関係機関への意見照会及び沖縄県との意見交換の設定

ウ 基本計画の構成イメージや概要版等、対外的な説明資料の作成

エ その他、計画策定にあたり沖縄県が指示する事項

(4) 基本計画の印刷

A4版 50 ページ程度 100 部

6 基本計画策定に関する業務スケジュール(予定)

(1) 7月中旬 検討委員会(1回目)の開催

(2) 8月中旬 検討委員会(2回目)の開催

(3) 9月中旬 検討委員会(3回目)の開催

(4) 10月下旬 検討委員会(4回目)の開催

(5) 12月中旬 検討委員会(5回目)の開催

(6) 12月から1月 パブリックコメントの実施

(7) 2月下旬 検討委員会(6回目)の開催

(8) 3月下旬 業務実施報告書、基本計画冊子の納品

7 成果品

本委託業務の成果品として以下を提出すること

(1) 「5 委託業務の内容」において作成した資料等

(2) 業務実施報告書 2部

(3) 上記(1)及び(2)の電子データ

8 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

9 事業実施に係る留意事項

(1) 関連事業、計画等との連携等

ア 調査・設計業務との連携等

第32軍司令部壕の保存・公開に向けて、別事業で実施する第1・5坑口の発掘調査や第5坑口のアクセス路・工事用通路設計業務等と連携し、調査結果等を検討委員会等に適宜共有すること。

イ 第32軍司令部壕保存・公開基本計画との連携

本業務を実施するにあたり、沖縄県が令和7年3月に作成した「第32軍司令部壕保存・公開基本計画」の内容を踏まえること。

ウ 第32軍司令部壕ガイドテキストとの連携

本業務を実施するにあたり、沖縄県が令和7年3月に作成した「第32軍司令部壕ガイドテキスト」の内容を踏まえること。

(2) 経費

ア 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

イ 一般管理費は、人件費及び直接経費(再委託費を除く。)の10%以内とする。

ウ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料の範囲(リース等)及び消耗品費で対応するものとする。

※ 備品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第2号」に定めるものとする。

消耗品とは、「沖縄県財務規則第153条第1項第5号」に定めるものとする。

○沖縄県財務規則第153条第1項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。

○沖縄県財務規則第153条第1項

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品の形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

(3) 業務の再委託の制限

ア 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の 50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

イ 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

ウ 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

【その他、簡易な業務】

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

(4) その他

ア 業務実施に当たっては、県と十分に協議を行い、関係機関等との連携に努めること。

イ 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

10 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後 30 日以内又は令和8年3月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

また、報告書確認により確定した支払うべき金額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額とする。

11 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

12 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。